

6. 共立女子大学・短期大学留学規程

(目的)

第1条 この規程は、共立女子大学大学院学則第57条の2第3項、共立女子大学学則第31条の2第3項および共立女子短期大学学則第37条の5第2項の規定に基づき、共立女子大学大学院・共立女子大学・共立女子短期大学（以下「本学」という。）の学生が、外国の大学あるいはこれに相当する高等教育機関（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(留学先)

第2条 学生が留学できる外国の大学等は、次のとおりとする。

- (1) 協定校－教育・学術研究に関する相互交流協定を締結した外国の大学等
- (2) 提携校－学生の派遣に関する覚書を取り交わした外国の大学等
- (3) 認定校－(1)、(2)以外で、学生が留学を希望する外国の大学等で本学が認定するもの

(留学の定義と種類)

第3条 留学とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 交換留学－学内選考を経て、協定校のうち学生の相互交流に関する協定を締結した大学等において、授業科目を履修すること
- (2) 派遣留学－学内選考を経て、協定校および提携校において、授業科目を履修すること
- (3) 一般留学－(1)、(2)以外で外国の大学等において、授業科目を履修すること

(留学資格)

第4条 留学する者は、本学に1年以上在学し、留学する前年度までに30単位以上を修得していることを原則とする。ただし、大学院はこの限りではない。

(留学許可申請)

第5条 留学を希望する者は、原則として留学を開始する2ヵ月前（長期休暇中の場合は、この期間を除く。）までに、次の書類を本学に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の「留学願」および「留学計画書」
- (2) 留学先が発行する「入学許可書」あるいは「受入許可書」等
- (3) 留学先の概要を示す「大学案内」等（一般留学の場合のみ提出）

(留学の選考および許可)

第6条 留学の許可は、本学教授会の議を経て学長が決定する。

2 第3条第1項第1号及び2号に該当する学生の選考は、大学・短期大学国際交流委員会が行う。

(留学期間と在学年数への算入)

第7条 留学期間は、原則として半期あるいは1年とし、在学年数に算入する期間は1年を限度とする。

(継続履修)

第8条 留学年度に履修登録をし、半期の履修を終了した授業科目を帰国年度以降の半期に継続して履修することを「継続履修」という。継続履修は本学教授会の承認のもとに通年の履修として認めることができる。

- 2 担当教員がその授業を担当していない場合、また該当する科目が開講されていない場合は、代替科目の措置がとられる場合がある。
- 3 継続履修は、1年を超える留学には認められない。
- 4 留学開始の学年に履修登録した授業科目の成績は、継続履修の終了まで保留として処理される。

(留学中に修得した単位の認定)

第9条 外国の大学等において修得した単位のうち、本学教授会が適当と認めたものは、大学院は修士課程および博士前期課程においては10単位、博士後期課程においては4単位、大学は60単位、短期大学は30単位を超えない範囲で卒業に必要な単位として認めることができる。

2 外国の大学等において修得した単位の認定を希望する者は、次の書類を本学に提出し教授会の承認を得なければならない。

(1) 本学所定の「単位認定願」

(2) 単位の認定を希望する本学授業科目とそれに内容が整合する外国の大学等で単位修得した授業科目のリスト

(3) 外国の大学等が発行する成績証明書および授業を受けた科目の内容を説明した書類

(留学終了の手續)

第10条 留学生は、帰国後1ヵ月以内(長期休暇の場合は、この期間を除く。)に次の書類を本学に提出しなければならない。

(1) 本学所定の「帰国届」

(2) 外国の大学等が発行する在学期間を明記した書類

(授業料の免除)

第11条 留学期間中は、本学の授業料と実験実習料を免除する。

(留学許可の取消)

第12条 留学の許可の取消は、次の各号のいずれかに該当する場合、外国の大学等と協議のうえ本学教授会の議を経て、学長が決定する。

(1) この規程の定めに従わない場合

(2) 留学の目的が達成できないと認められる場合

(3) 傷病その他やむをえない理由により留学を続けることができない場合

(4) 留学先の定めに従わず、秩序を乱すような行為があった場合

2 前項により留学の許可が取消された場合は、直ちに帰国し本学の指示に従うものとする。

(細則)

第13条 この規程の運用については別に定める。

(規程の改正)

第14条 この規程の改正は、共立女子大学・短期大学国際交流委員会で検討し、教授会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年4月1日から施行する。

この規程は、平成 26 年4月1日から施行する。

平成24年度以前に入学した者については、従前の例による。

付 則

この規程は2020年4月1日より施行する。